

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 節の 2 輸出取止め再輸入申告</p> <p>(輸出取止め再輸入申告事項の登録)</p> <p>2 の 2 - 1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出申告、同条第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告、同条第 3 項に規定する特定輸出申告及び別送品輸出申告を除く。以下この節において同じ。）及び関税法基本通達 67-2-5 に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、システムを使用して関税法基本通達 67-1-15(2) に規定する輸出取止めになった貨物を船舶又は航空機に積み込まれる前に国内に引き取る場合の取扱い（以下この節において「輸出取止め再輸入申告」という。）を行う場合は、輸出取止め再輸入申告に先立ち、<u>「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項呼出し」業務</u>を利用して輸出取止め再輸入申告事項（以下この節において「申告事項」という。）の登録に必要な事項を呼び出した上で、申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(輸出取止め再輸入申告)</p> <p>2 の 2 - 2 通関業者等が輸出取止め再輸入申告を行う場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し輸出取止め再輸入についての申出を行った後、前項の規定により登録された申告事項について通関業者等に出力される応答画面又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出取止め再輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) <u>「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」業務</u>を利用して、必要事項を入力して送信する方法</p> <p>(2) <u>「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」業務</u>の応答画面に出力される情報を確認の上、必要事項を入力して送信する方法</p> <p>(輸出取止め再輸入申告の変更)</p> <p>2 の 2 - 4 この節 2 の 2 - 2 による輸出取止め再輸入申告の後、通関業者等が輸出取止め再輸入申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次のいずれかの方法により取り扱う。この場合にお</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 節の 2 輸出取止め再輸入申告</p> <p>(輸出取止め再輸入申告事項の登録)</p> <p>2 の 2 - 1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出申告、同条第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告、同条第 3 項に規定する特定輸出申告及び別送品輸出申告を除く。以下この節において同じ。）及び関税法基本通達 67-2-5 に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、システムを使用して関税法基本通達 67-1-15(2) に規定する輸出取止めになった貨物を船舶又は航空機に積み込まれる前に国内に引き取る場合の取扱い（以下この節において「輸出取止め再輸入申告」という。）を行う場合は、輸出取止め再輸入申告に先立ち、<u>「輸出取止め再輸入申告事項呼出し」業務</u>を利用して輸出取止め再輸入申告事項（以下この節において「申告事項」という。）の登録に必要な事項を呼び出した上で、申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(輸出取止め再輸入申告)</p> <p>2 の 2 - 2 通関業者等が輸出取止め再輸入申告を行う場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し輸出取止め再輸入についての申出を行った後、前項の規定により登録された申告事項について通関業者等に出力される応答画面又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出取止め再輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) <u>「輸出取止め再輸入申告」業務</u>を利用して、必要事項を入力して送信する方法</p> <p>(2) <u>「輸出取止め再輸入申告事項登録」業務</u>の応答画面に出力される情報を確認の上、必要事項を入力して送信する方法</p> <p>(輸出取止め再輸入申告の変更)</p> <p>2 の 2 - 4 この節 2 の 2 - 2 による輸出取止め再輸入申告の後、通関業者等が輸出取止め再輸入申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次のいずれかの方法により取り扱う。この場合にお</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いて、輸出取止め再輸入申告変更がシステムで受理され、当該輸出取止め再輸入申告変更に係る関係書類を書面で提出する場合は、当該関係書類に申告番号、輸出取止め再輸入申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、当該輸出取止め再輸入申告変更を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1) 「<u>輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更</u>」業務を利用して、変更事項を入力して送信する方法</p> <p>(2) 「<u>輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録</u>」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、送信する方法</p>	<p>いて、輸出取止め再輸入申告変更がシステムで受理され、当該輸出取止め再輸入申告変更に係る関係書類を書面で提出する場合は、当該関係書類に申告番号、輸出取止め再輸入申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、当該輸出取止め再輸入申告変更を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1) 「<u>輸出取止め再輸入申告変更</u>」を利用して、変更事項を入力して送信する方法</p> <p>(2) 「<u>輸出取止め再輸入申告変更事項登録</u>」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、送信する方法</p>
第 3 節 特定輸出申告	第 3 節 特定輸出申告
<p>（輸出申告についての規定の準用）</p> <p>3-1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 3 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び前節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び前節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。</p> <p>(1) （省略） （削除）</p> <p>(2) 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</p>	<p>（輸出申告についての規定の準用）</p> <p>3-1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 3 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び前節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び前節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <u>法第 67 条の 4 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達 67 の 4-1 及び 67 の 4-2 に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。</u></p> <p>(3) 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</p>
第 4 節 特定委託輸出申告	第 4 節 特定委託輸出申告
<p>（輸出申告についての規定の準用）</p> <p>4-1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者の代理人である認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）がシステムを使</p>	<p>（輸出申告についての規定の準用）</p> <p>4-1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者の代理人である認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）がシステムを使</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1) （省略） （削除）</p> <p>(2) 認定通関業者が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該認定通関業者から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</p>	<p>用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <u>法第 67 条の 4 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達 67 の 4-1 及び 67 の 4-2 に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。</u></p> <p>(3) 認定通関業者が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該認定通関業者から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</p>
第 5 節 特定製造貨物輸出申告	第 5 節 特定製造貨物輸出申告
（輸出申告についての規定の準用）	（輸出申告についての規定の準用）
<p>5-1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)及び(2) （省略） （削除）</p> <p>(3) 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</p>	<p>5-1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) <u>法第 67 条の 4 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達 67 の 4-1 及び 67 の 4-2 に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。</u></p> <p>(4) 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</p>
第 6 節 <u>特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し</u>	第 6 節 削除

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>（特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項の登録）</u> <u>6-1 法第 67 条の 4 第 1 項の規定に基づく特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請（以下この節において「申請」という。）をシステムを使用して行う場合は、申請に先立ち、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項呼出し」業務を利用して特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項（以下この節において「申請事項」という。）の登録に必要な事項を呼び出した上で、申請事項の登録を行うことを求めるものとする。</u></p>	(新規)
<p><u>（特例輸出貨物の輸出許可取消申請）</u> <u>6-2 特定輸出者、特定委託輸出者若しくは特定製造貨物輸出者又は特定委託輸出申告を行う者の代理人である認定通関業者又は特定輸出者若しくは特定製造貨物輸出者から委託を受けた通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して申請を行う場合は、前項の規定により登録された申請事項について通関業者等に出力される応答画面の内容及び入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により申請の登録を行うことを求めるものとする。</u> <u>(1) 「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法</u> <u>(2) 「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、必要事項を入力して送信する方法</u> <u>ただし、「汎用申請」業務を利用して行う場合には、「特例輸出貨物の輸出許可取消申請」をシステムに入力し、送信することを求めるものとする。この場合においては、関税法基本通達 67 の 4-1 及び 67 の 4-2 に準じて手続を行うほか、当該許可を取り消したときには、通関担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。</u></p>	(新規)
<p><u>（特例輸出貨物の輸出許可取消申請に対する通知）</u> <u>6-3 通関担当部門は、システムを使用して行われた申請（「汎用申請」業務で行われたものを除く。）について、確認を行った上で、輸出の許可の取消しを認める場合は、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請審査終了」業務を利用してシステムに審査終了の登録を行うことにより、システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。</u></p>	(新規)